

## 選挙管理委員会並びに役員選挙に関する内規

一般社団法人日本動物実験代替法学会（以下、本学会）の代議員(定款施行細則第 6 条により)、理事(定款施行細則第 7 条により)および監事(定款施行細則第 9 条により)の選出に係る選挙を行う際、選挙管理委員会(定款施行細則第 5 条により)が円滑に選挙活動を遂行できるように以下の取り決めを行う。

1. 選挙管理委員会の設置、構成及び活動については、定款施行細則第 5 条に従う。また委員長は理事長および学会事務局と委員との連携を図る。
2. 選挙スケジュールは、選挙で選出された代議員により、理事と監事が選挙により選出できるように日程を検討する。各選挙結果を 7 月の理事会で報告する場合、選挙管理委員会の設置は約 6 カ月前（2 月上旬）、代議員選挙公示は約 5 カ月前（2 月下旬）、理事及び監事の選挙公示は約 2 カ月前（5 月下旬）に実施するように活動を開始する。  
なお、選挙関連のモデルスケジュールは別に示す。
3. 選挙事務について、学会事務局へ以下の委託内容を確認し連絡をする。
  - a. 選挙公示、封筒、投票用紙等の準備、オンライン投票形式とする場合には、関連ウェブページの作成等すべての事務処理を委託する。
  - b. 被選挙人の所属（代議員選挙の場合は正会員、理事及び監事の場合は代議員）、メールアドレス、もし、選出される役員に任期がある場合は被選挙人の任期（1 期 2 年、代議員は再任可、理事及び監事は連続 3 期まで再任可）を確認する。
4. 役職立候補者の募集を行う選挙公示を作成する。
  - a. 立候補受付期間は 2～3 週間とする。連休等が含まれる場合は考慮する。
  - b. 立候補の受付は書面の他、電子メールを可とする。
  - c. 代議員選挙への立候補者には、氏名、所属、会員歴、継続か新規、直近 6 年間の委員会活動等の記述を求める。
  - d. 理事選挙への立候補者には、氏名、所属、会員歴、活動歴の他、所信表明等の記述を求める。
5. 選挙公示は、代議員選挙の場合は本学会正会員に、理事及び監事選挙の場合は本学会代議員にメールにて送信する。また本学会 HP への選挙公示掲載を依頼する。
6. 立候補期間中、立候補者が定数を満たすかを確認しつつ、理事長に経過を報告する。
7. 代議員への立候補者が定数を満たさない場合、本学会正会員にメールにて再度立候補を呼びかける。また、理事及び監事への立候補者が定数を満たさない場合、本学会代議員にメールにて再度立候補を呼びかける。
8. 立候補期間終了後、立候補者が確定したら理事長を通じ理事会に報告するとともに選挙公報を作成する(定款施行細則第 5 条 4、第 6 条 2（5）、第 7 条 2（3）、第 9 条 2（3）により）。

各選挙公報には、以下の内容を含める。

- a. 代議員選挙公報には、氏名、所属、会員歴、継続か新規、直近 6 年間の委員会活動等の一覧表等を記載する。
  - b. 理事選挙公報には、氏名、所属、会員歴、活動歴の他、所信表明等を記載する。
  - c. 監事選挙公報には、氏名、所属、会員歴、活動歴等を記載する。
9. 代議員選挙では、予め理事会にて決定された人数に至るまで、得票の上位者を代議員の当選者とする。得票数が同じ場合は、若年齢者を上位とする（定款施行細則第 6 条 2（6）により）。なお、立候補者数が公募人数を超えない場合は、無選挙当選とする（定款施行細則第 6 条 2（7）により）。理事選挙では、予め理事会にて決定された選挙で選出する理事の人数に至るまで、得票の上位者を次期理事の当選者とする。得票数が同じ場合には、若年齢者を上位者とする（定款施行細則第 7 条 2（4）により）。監事選挙では、得票の上位者 2 名を次期監事の当選者とする。得票数が同じ場合には、若年齢者を上位者とする（定款施行細則第 9 条 2（4）により）。得票数が同じで該当者の年齢が不明の場合、学会事務局に問い合わせる。
10. 選挙の準備は、立候補受付期間中より開始する。
11. 学会事務局に依頼した送信用封筒、投票用紙回収用封筒（料金受取人払用）、投票用紙封筒の内容、オンライン投票形式とする場合には、関連ウェブページの内容等を確認する。
- a. 投票用紙回収用の封筒の宛先は学会事務局宛とする。
  - b. 投票にかかる郵送費は学会負担とする。
  - c. 学会事務局には、あらかじめ封筒の印刷見本（ゲラ刷り可）を添えて配達郵便局の承認を受けること、関連ウェブページの作成を依頼する。
12. 立候補者が確定したら選挙公報を作成する（定款施行細則第 5 条 4 により）。
13. 立候補者に関する情報および選挙公報を学会事務局にメールにて送付し、印刷および会員への郵送、オンライン投票形式とする場合には、関連ウェブページへの掲載を依頼する。
14. 開票は選挙期間終了後、速やかに選挙管理委員 3 名にて実施する。
15. 開票場所は原則として学会事務局とし、他、選挙管理委員 3 名の合意により任意の場所を設定できる。任意の場所で実施する場合、開票日までに確実に学会事務局より投票結果を入手できるように手配する。
16. 各役職、得票の上位者を当選とする。得票数が同じ場合は、若年齢者を上位とする（定款施行細則第 6 条 2（6）、第 7 条 2（4）、第 9 条 2（4）により）。得票数が同じで該当者の年齢が不明の場合、学会事務局に問い合わせる。
17. 開票後、理事長に結果を報告する。
18. 開票後速やかに当選者へ当選通知および承諾通知を送る。
19. 理事選挙及び監事選挙では、当選者がやむを得ない理由で辞退する場合、選挙管理委員

会は、次点者を当選者とし当選通知および承諾通知を送る。各役職が定数になるまでこれを繰り返す(定款施行細則第7条2(6)、第9条2(5)により)。

20. 選挙管理委員長または委員長から指名された委員は、次期理事による理事長及び副理事長の互選に立ち会う(定款施行細則第8条2により)。
21. 選挙管理委員長または委員長から指名された委員は、理事会にて選挙の概要および結果を報告し、承認を得る(定款施行細則第5条5により)。
22. 選挙管理委員長または委員長から指名された委員は、社員総会にて選挙結果を報告する(定款施行細則第5条5により)。
23. 選挙管理委員長または委員長から指名された委員は、会員総会にて選挙結果を報告する。

付則

本内規は2023年2月1日から施行する。

モデルスケジュール

	選挙管理委員会の主な活動項目	2023年2月6日 (月)を開始と仮定
1	選挙管理委員会選任	2月6日
2	選挙日程の決定、選挙公報の作成	2月20日
3	代議員選挙公示：立候補受付、理事推薦受付	2月27日 ～3月13日
4	予備期間：立候補受付、理事推薦受付（状況により延長）	3月13日 ～3月20日
5	候補者確定及び投票システム整備・確認	4月3日
6	代議員選挙公示：投票期間	4月10日 ～5月1日
7	開票、選挙結果確定・理事会報告	5月8日
8	理事・監事選挙：選挙日程の決定、選挙公報の作成	5月15日
9	理事・監事選挙公示：立候補受付	5月22日 ～6月5日
10	候補者確定及び投票システム整備・確認	6月12日
11	理事・監事選挙公示：投票期間	6月19日 ～7月3日
12	開票、選挙結果確定・理事会報告	7月10日